




発行総額13億円！プレミアム率30%
令和3年度
草加市プレミアム付商品券
購入申込の受付開始
問産業振興課 ☎922-3073 922-3406

購入申込期間:6月24日(木)～7月21日(水)(必着)

■商品券の概要 ・1冊1万3000円分の商品券を1万円で販売
・1人3冊まで購入可能

共通券 (7000円分)	専用券 (6000円分)
 見本 1000円券×7枚 ・全ての取扱事業者で使用可能	 見本 500円券×12枚 ・大型店(一部除く)以外で使用可能

■申込方法 次のいずれかの方法で(1人1回のみ)

インターネット 【6月24日(木)午前9時～】	購入申込フォーム(QRコード)に必要事項を入力	
専用申込はがき 【案内冊子に付属】	・広報そうか7月5日号と同時配布 ・必要事項を記入し郵送(必着)	

※先着順ではありません。
※申し込み多数の場合は、市民優先で抽選を行います。

問い合わせ先
令和3年度草加市プレミアム付商品券事業実行委員会
(草加市商店連合事業協同組合)へ。
☎928-8121
(平日午前10時～午後4時)

後期高齢者医療保険料 軽減特例措置の変更
問後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 922-3178

国の決定により、後期高齢者医療保険料の軽減特例措置の内容が変更されました。令和2年度に7.75割の軽減特例を適用していた人は、令和3年度以降は制度本来の7割軽減に移行します。

■令和3年度の保険料は7月中旬に納付通知書を発送
通知書に記載された納付期限までに市指定金融機関等で納付してください。また、年金から引き落とされている特別徴収の人は、保険料額決定通知書を発送します。
なお、どちらの納付も口座振替に変更できます。希望者は後期高齢者・重心医療室で手続きしてください。

■後期高齢者医療保険料 軽減特例措置

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割額の軽減割合 ()内は軽減後の均等割額		
	制度本来の軽減割合	令和2年度	令和3年度
【令和3年度以降】 43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)以下 【令和2年度】 33万円以下	7割 (1万2510円)	【特例】 7.75割 (9380円)	7割 (1万2510円)
上記のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)		7割 (1万2510円)	

※年金・給与所得者の数とは
同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得がある人(給与収入が55万1000円以上)または公的年金等所得がある人(公的年金収入が令和3年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数。

■5月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位:マイクロシーベルト/時) 最大値0.08/最小値0.07(市役所前)

まん延防止等重点措置の影響緩和
中小法人・個人事業主のための月次支援金
問産業振興課 ☎922-3477 922-3406



■対象 ①②全て満たすこと。ただし、対象月が休業・時短営業の要請に伴う埼玉県感染防止対策協力金の支給対象となっている場合は支給対象外。

- ①まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けている。
- ②まん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している。

■給付月額 中小法人等:上限20万円
個人事業主:上限10万円

■4・5月分は8月15日(日)まで、6月分は7月1日(木)～8月31日(火)に月次支援金ホームページ(QRコード)で申し込みを。

問い合わせ先
経済産業省
月次支援金
事務局
☎0120-211-240
(毎日午前8時30分～午後7時)

市内外に企業アピール。イメージアップに
草加市うるおい工房
事業所募集
問7月16日(金)までに産業振興課へ。☎922-3477 922-3406

地域から愛着をもたれる事業所づくりを進める市内事業所を「草加市うるおい工房」に認定します。認定事業所には認定銘板を授与するほか広報などでPRします。認定にはプレゼンテーション等の審査あり。募集要項と申請書は産業振興課で配布するほか、草加市産業振興支援情報サイト「あっ、そうか.net」からも入手できます。

■対象 市内に主たる事業所を有し、1年以上の事業実績がある。

■要件 次のいずれかに該当し、認定後も継続できる事業所。

- ①周囲の環境に配慮し、工場外観の美化や植栽などに努めている。
- ②工場等施設の一部を市民に開放し、地域の交流の場を提供するなど、社会貢献に努めている。
- ③工場見学や作業体験など積極的に受け入れ、モノづくりへの親しみや理解、興味の喚起などを行っている。
- ④技術や生産品が本市を代表するもので、本市のイメージアップに貢献している。

国民健康保険 保険証を7月中旬に郵送
問保険年金課 ☎922-1592 922-3178
8月から使用

現在使用中の国民健康保険の保険証(兼高齢受給者証)の有効期限は、7月31日(土)です。8月から使用する保険証は、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

※郵送数が多いため、届くまでに時間がかかる場合があります。

■70～74歳の国民健康保険の加入者の皆さんへ

所得などに応じて自己負担割合を記載した「保険証兼高齢受給者証」を郵送します。

■保険証の記載内容を変更する場合(氏名・世帯主氏名・住所等)

市民課またはサービスセンターで住民登録情報の変更手続きを行ってください。手続き後、保険年金課またはサービスセンターで保険証を差し替えます。